

重層的支援体制整備事業実施計画から示唆される同事業の評価のあり方

—同事業の評価指標の検討の前提として—

○ 国立社会保障・人口問題研究所 黒田 有志弥 (008948)

キーワード：重層的支援体制整備事業、実施計画、評価指標

1. 研究目的

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業を一体的に実施する事業である。同事業は、市町村に対して交付金を一体的に交付する枠組みであるが、自治体に財政支援を行う場合は、それが効果的・効率的に使用されたのかを継続的に評価し、不十分な点について適時に改善することが必要である。そのためには客観的な評価指標の策定が不可欠であるが、とりわけ重層的支援体制整備事業のように地域住民に対する支援に係る事業については、社会・経済状況の変化、それに伴うニーズの変化に応じて、その評価指標も継続的にアップデートしていく必要がある。

重層的支援体制整備事業の評価指標に関する先行研究としては、CLC 編（2022）が事業の本格実施・移行準備段階における、実施体制の推進に必要な指標（方向性）を「評価指標」の価値で開発することを目的とした事業を実施し、その成果を公表している。ただ管見の限りでは、事業そのものに対する評価及び評価の指標（基準）についての研究は少ないと思われる。また、その前提として、事業の実施状況や実態を包括的にまとめた研究も同様である。そこで本報告では、重層的支援体制整備事業の評価指標の検討を行う上での基礎資料を提供することを目的として、同事業の実施自治体が、事業の実施にあたって策定した、事業の内容、目標値や達成度の設定の有無を整理し分析する。

2. 研究の視点および方法

令和6年度実施予定市町村（346市町村）について、重層的支援体制整備事業実施計画（同事業の実施計画を含む計画を含む）の内容を包括的に調査した。具体的には、同事業で実施される事業（包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業）の実施の有無及其内容、各事業に対する評価指標作成の有無、評価指標の達成度の公表の有無（令和5年度実施市町村に限る）を整理し、各市町村の基礎情報等を考慮しつつ、重層的支援体制整備事業実施計画について、同事業の評価のあり方の観点から検討した。

3. 倫理的配慮

本報告は、先行研究、地方公共団体が公表している資料等、公知の事実を分析対象とするものであり、人を対象とする研究ではないが、その実施にあたって「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン指針」を遵守している。

なお、本報告に市町村名は含まれているものの、市町村が自ら公表している資料に基づき、必要に応じて言及するものである。また、開示すべき利益相反は存在しない。

4. 研究結果

重層的支援体制整備事業を実施する市町村について、実施事業の内容としては、それぞれの市町村が、その支援ニーズに従った事業を行っていると言える。例えば包括的総合相談事業に関して言えば、高齢者が関わる支援ニーズに対する包括的な体制整備の構築を図る市町村が多い。

他方で、事業の評価に関しては、令和6年度に事業を実施した346市町村では、36市町村が、事前に計画値・目標値等を策定していた。ただし、ほぼ全ての自治体で相談窓口への相談件数等の単純なアウトプットの値を設定するにとどまっていた。定性的な評価を行うとする自治体も存在するが、具体的な評価指標は策定されていない。

また、達成度については、令和5年度実施自治体（189自治体）では、15自治体が、事業の達成度等を公表している。しかし、その全ての自治体で、相談窓口での相談件数等の実績など、単純なアウトプットの公表にとどまる。また、事前に計画値等を設定し、それに対応した達成度を公表している自治体は5自治体にすぎない。

5. 考察

近年は、生活困窮者自立支援制度や、介護予防・日常生活支援総合事業などいわゆる包括的な支援が実施されているが、重層的支援体制整備事業もその文脈の中で制度化されたものと評価できる。ただ、実施自治体は比較的少なく、その一因としては、同事業が既存の制度・事業でカバーできない者に対して効果的な支援を行う仕組みであることが挙げられる。そのため、より複合・複雑化したニーズを抱える者・世帯が同事業の対象となる傾向にあると推測される。その結果、同事業の目標設定や評価を単純に量的に行うことも適当でなく、また質的に行うことも依拠する確固とした基準が存在していないものと考えられる。現状では、多くの市町村で目標等を設定しないまま、つまり、評価の基準が曖昧なまま、窓口の開設などの「体制整備」に終始していると言える。重層的支援体制整備事業の創設からある程度に期間が経過しており、財源が交付金であるという観点からも事業を適切に評価すべき段階にあるが、同事業の内容、市町村の同事業計画のありよう、現時点においても同事業の実施自治体が増加しつつあることを勘案すると、効果的な支援を実施したという成果（アウトカム）が低い場合であっても、「体制整備」自体をある程度評価する枠組みの必要性が示唆される。

〔参考文献〕

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）編（2022）『重層的支援体制整備事業による体制整備に向け、市町村内の事業実施体制の評価指標の開発に関する調査・研究事業報告書』（厚生労働省 令和3年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）